

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例の制定について

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年 11 月 25 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、主要農作物の種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、県の責務並びに採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆（いずれも食用又は酒造用に供されるものに限る。）をいう。
- (2) 優良な種子 主要農作物の種子のうち、その発芽率が高く、異物の混入が微量であること等第11条第5項の審査の基準に適合するものをいう。
- (3) 採種団体 主要農作物の種子の生産及び供給に関する事項について、県及び農業者、農業者が組織する団体その他の関係者と協議等を行い、当該種子の生産及び供給に係る業務を行う団体をいう。
- (4) 指定種子生産ほ場 謙渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場で、知事が指定したものをいう。
- (5) 指定種子生産者 指定種子生産ほ場を経営する者をいう。
- (6) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。
- (7) 生産物審査 指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(基本理念)

第3条 主要農作物の種子の生産及び供給は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 主要農作物の品質の維持を図るために、その優良な種子の安定的な生産及び供給を確保すること。
- (2) 主要農作物の種子の産地の維持及び強化を図ること。この場合において、これま

で培われてきた当該種子の生産に関する技術が失われないようにするとともに、地域の気候及び風土の特性に配慮すること。

- (3) 主要農作物の優良な種子の重要性に対する理解を深め、県並びに採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者及び県民の相互理解の増進を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者と連携して前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(採種団体の役割)

第5条 採種団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定種子生産者の役割)

第6条 指定種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に必要な知識及び技術の向上を図り、当該種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

(主要農作物の生産者の役割)

第7条 主要農作物の生産者は、基本理念にのっとり、優良な主要農作物を消費者に供給するため、主要農作物の優良な種子を優先して使用するよう努めるものとする。

(普及すべき主要農作物の品種の決定)

第8条 知事は、主要農作物の品種のうち、別に定める基準に適合するものを、県内において普及すべき品種として決定するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をするに当たっては、必要な試験を行うものとする。

(種子生産計画の策定)

第9条 知事は、毎年度、前条第1項の規定により決定した主要農作物の品種を対象として、主要農作物の種子の生産に関する計画（以下この条、次条第1項及び附則第3項において「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 主要農作物の種子の種類別の需給の見通しに関する事項
- (2) 指定種子生産は場の面積に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項

3 知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、種子生産計画の変更について準用する。

(は場の指定)

第10条 知事は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(審査)

第11条 指定種子生産者は、その経営するほ場についてほ場審査を受けなければならぬ。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条及び次条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員又は知事が審査員として委嘱した者に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項に規定する基準に準拠して知事が定める。

6 第4項の規定による審査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(ほ場審査証明書等の交付)

第12条 知事は、審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第5項の審査の基準に適合すると認めるときは、同条第3項の請求を行った者に対し、ほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

(指導等)

第13条 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給のために必要な助言及び指導を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第14条 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 知事は、県以外の者が経営するほ場において前項の原種又は原原種が適正かつ確實に生産されると認めるとときは、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第10条第2項の規定は前項の指定について、第11条から前条までの規定は同項の

指定原種は又は指定原原種はにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(種子産地強化計画の策定)

第15条 知事は、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するため、県内における当該種子の産地の生産体制を強化する計画（以下この条において「種子産地強化計画」という。）を策定するものとする。

2 種子産地強化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定種子生産者及び指定種子生産は場の確保に関する事項
- (2) 主要農作物の優良な種子の生産技術に関する事項
- (3) 主要農作物の優良な種子の生産に係る施設及び設備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の産地の生産体制の強化に関し必要な事項

3 知事は、種子産地強化計画を策定しようとするときは、採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の意見を聞くものとする。

4 第9条第3項及び第4項の規定は、種子産地強化計画について準用する。

(稻品種の開発)

第16条 知事は、これまで県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、地域の気候及び風土に適した稻の品種を開発するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が県内において普及すべき品種として決定している主要農作物の品種は、第8条第1項の規定により決定された品種とみなす。

3 この条例の施行の際現に知事が策定している主要農作物の種子の生産に関する計画であつて第9条第2項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第1項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に知事によって主要農作物の優良な種子の生産に適するは場と

して指定を受けているほ場は、第10条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場とみなす。

- 5 平成31年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において知事が行う主要農作物の優良な種子又は原種を生産するほ場における主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等の審査を受けたほ場は、第11条第1項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりほ場審査を受けたものとみなす。
- 6 平成31年4月1日から施行日の前日までの間において知事が行う主要農作物の優良な種子又は原種を生産するほ場における当該種子又は原種の発芽の良否、不良な種子又は原種及び異物の混入状況等の審査を受けた主要農作物の種子又は原種は、第11条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により生産物審査を受けたものとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に知事から交付されている主要農作物又はその種子若しくは原種が知事が定める基準に適合している旨の証明書は、第12条（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により交付されたほ場審査証明書又は生産物審査証明書とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に知事によって主要農作物の原種が適正かつ確実に生産されるほ場として指定を受けているほ場は、第14条第2項の規定により指定された指定原種ほとみなす。

（提案理由）

将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するため、県が実施する施策に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。